

公益財団法人南アルプス市スポーツ協会公印規程

(目 的)

第1条 この規程は、別に定めがあるもののほか、公益財団法人南アルプス市スポーツ協会（以下「本会」という。）の公印の形式、管守及び使用その他公印の管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の意味)

第2条 この規程の公印とは、公務上作成された文書に使用する印章で、その印章を押印することにより当該文書が真正であることを認証する。

(公印の名称・ひな形等)

第4条 公印の名称、ひな形、書体、寸法及び用途等は、別表第1のとおりとする。

(公印の管守保管及び取扱い)

第5条 公印に関する管守の万全を期するため責任者として、公印管守者を置き、厳正に保管しその取扱いは、常に慎重に行い盗難又は不正使用のないように厳重な管理を行わなければならない。

(公印の新調等)

第6条 公印は、次に掲げる理由によらなければ、新調、改刻又は廃止することはできない。

- (1) 定款、規程等の制定改廃があったとき。
- (2) 公印を紛失又は盗難にあったとき。
- (3) 公印が偽造又は不正に使用されたと認められたとき。
- (4) 公印の印面等が摩滅又はき損しているとき。

2 前項により公印を新調、改刻又は廃止しようとするときは、管守者は公印新調・改刻・廃止申請書（第1号様式）により申請しなければならない。

(公印の使用等)

第7条 公印を使用しようとするときは、押印を要する文書に決定済の原義書を添え、管守者に提出し、その審査を経なければならない。

2 前項により公印の押印許可を受けた者又は使用した者は、公印使用簿（第2号様式）に所定の事項を記載しなければならない。

(公印の印影の印刷)

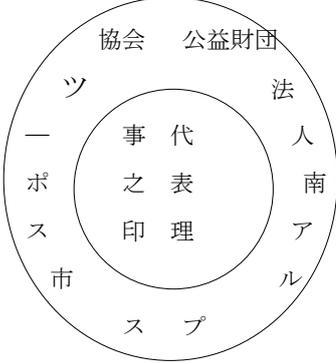
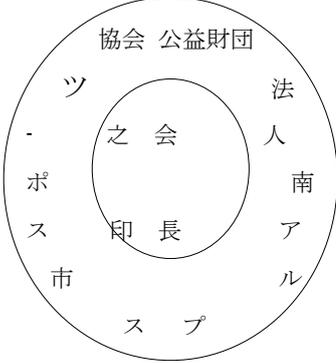
第8条 一定の文句及び内容のものを多数印刷する場合において支障がないと認められるときは、公印印影印刷許可申請書（第3号様式）に当該公文書に係る決定済みの原義書を添え、管守者の許可を得てあらかじめその公印の印影を当該文書と同時に印刷して公印の印影の押印に替えることができる。

2 前項により公印の印影を印刷した文書は、その使用状況を常に明らかにしておかなければならない。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

公印の名称	ひな形	印材・寸法・書体	用途	管守者	個数
協会印		木・角形 24 mm・てん書	協会名の文書	事務局長	1
代表理事印		木・円形 18 mm・てん書	代表理事登録実印 (契約書・委任状)	事務局長	1
会長印		木・角形 24 mm・てん書	会長名をもってする文書 (委嘱状・辞令書)	事務局長	1
		木・角形 30 mm・てん書	会長名をもってする文書 (賞状用)	事務局長	1
		木・円形 18 mm・てん書	金融機関用	事務局長	1

副会長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 公益財団法人 南アルプス市 スポーツ協会 副会長印 </div>	木・ 角形 24 mm・ てん書	副会長名をもって する文書	事務局長	1
専務理事 印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 公益財団法人 南アルプス市 スポーツ協会 専務理事印 </div>	木・ 角形 21 mm・ てん書	専務理事名をもつ てする文書	事務局長	1
事務局長 印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 公益財団法人 南アルプス市 スポーツ協会 事務局長印 </div>	木・ 角形 21 mm・ てん書	事務局長名をもつ てする文書	事務局長	1